

〔 年分 〕

⑤外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る  
部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書

氏名

| 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社の名称                               |                                                                                |                                 | 1                            | 事業年度                                                          |                                                                                                                                            | 2                                                                | :   | :                  |  |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|--|
| 部 分 適 用 対 象 金 額 及 び 部 分 課 税 対 象 金 額 等 の 計 算            |                                                                                |                                 |                              |                                                               |                                                                                                                                            |                                                                  |     |                    |  |
| (20) + (29) + (32) + (70) + (80) + (98)                |                                                                                |                                 | 3                            | (4)－(5)                                                       |                                                                                                                                            | 6                                                                |     |                    |  |
| (39) + (47) + (50) + (53) + (61) + (90)<br>(マイナスの場合は0) |                                                                                |                                 | 4                            | 部 分 適 用 対 象 金 額<br>(3) + (6)                                  |                                                                                                                                            | 7                                                                |     |                    |  |
|                                                        |                                                                                |                                 |                              | 請 求 権 等 勘 案 合 算 割 合                                           |                                                                                                                                            | 8                                                                | %   |                    |  |
| 部 分 適 用 対 象 損 失 額 の 当 期 控 除 額                          |                                                                                |                                 | 5                            | 部 分 課 税 対 象 金 額<br>(7) × (8)                                  |                                                                                                                                            | 9                                                                | (円) |                    |  |
| 特 定 所 得 の 金 額 の 計 算                                    |                                                                                |                                 |                              |                                                               |                                                                                                                                            |                                                                  |     |                    |  |
| 剰<br>余<br>金<br>の<br>配<br>当<br>等                        | 剰 余 金 の 配 当 等 の 額 の 合 計 額                                                      |                                 | 10                           | 有<br>価<br>証<br>券<br>の<br>譲<br>渡<br>損<br>益                     | (33) に 係 る 原 価 の 額 の 合 計 額                                                                                                                 |                                                                  | 36  |                    |  |
|                                                        |                                                                                |                                 |                              |                                                               | (36)のうち持株割合25%以上の法人の株式等の譲渡に係る対価の額の合計額に係る原価の額の合計額                                                                                           |                                                                  | 37  |                    |  |
|                                                        | (10)のうち持株割合25%以上等の子法人から受ける剰余金の配当等の額                                            |                                 | 11                           |                                                               | (35) に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額                                                                                                             |                                                                  | 38  |                    |  |
|                                                        | (11)のうち支払法人において損金算入される剰余金の配当等の額                                                |                                 | 12                           |                                                               | (35)－((36)－(37)) + (38))                                                                                                                   |                                                                  | 39  |                    |  |
|                                                        | (10)－((11)－(12))                                                               |                                 | 13                           |                                                               | 一単位当たりの帳簿価額の算出の方法                                                                                                                          |                                                                  | 40  | 移動平均法<br>・<br>総平均法 |  |
|                                                        | (13) に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額                                                 |                                 | 14                           | デ<br>リ<br>バ<br>テ<br>ィ<br>ブ<br>取<br>引<br>に<br>係<br>る<br>損<br>益 | デ リ バ テ ィ ッ プ 取 引 に 係 る 損 益 の 額                                                                                                            |                                                                  | 41  |                    |  |
|                                                        | 負<br>債<br>利<br>子<br>配<br>賦<br>額                                                | 当 期 に 支 払 う 負 債 利 子 の 額 の 合 計 額 |                              |                                                               | 15                                                                                                                                         | (41)のうちヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額                             |     | 42                 |  |
|                                                        |                                                                                | (15) の うち (14) に 含 ま れ る 金 額    |                              |                                                               | 16                                                                                                                                         | (41)のうち短期売買商品等損失額を減少させるために行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額((42)に該当するものを除く。) |     | 43                 |  |
|                                                        |                                                                                | 総 資 産 の 帳 簿 価 額                 |                              |                                                               | 17                                                                                                                                         | (41)のうち先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引に係る損益の額((43)に該当するものを除く。)      |     | 44                 |  |
|                                                        |                                                                                | (13) に 係 る 株 式 等 の 帳 簿 価 額      |                              |                                                               | 18                                                                                                                                         | (41)のうち一定の金利スワップ等に係る損益の額((43)に該当するものを除く。)                        |     | 45                 |  |
|                                                        | (15) × $\frac{(18)}{(17)}$ － (16)<br>(マイナスの場合は0)                               |                                 | 19                           |                                                               | (41)のうち一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額((42)から(45)までに該当するものを除く。)                                                                            |                                                                  | 46  |                    |  |
|                                                        | (13)－(14)－(19)<br>(マイナスの場合は0)                                                  |                                 | 20                           |                                                               | (41)－((42) + (43) + (44) + (45) + (46))                                                                                                    |                                                                  | 47  |                    |  |
| 受<br>取<br>利<br>子<br>等                                  | 受 取 利 子 等 の 額 の 合 計 額                                                          |                                 | 21                           | 外<br>国<br>為<br>替<br>差<br>損<br>益                               | 外 国 為 替 差 損 益 の 額                                                                                                                          |                                                                  | 48  |                    |  |
|                                                        | (21)のうち業務の通常の過程において生ずる預貯金利子の額                                                  |                                 | 22                           |                                                               | (48)のうちその行う事業(投機的な取引を行う事業を除く。))に係る業務の通常の過程において生ずる外国為替差損益の額                                                                                 |                                                                  | 49  |                    |  |
|                                                        | (21)のうち一定の貸金業者が行う金銭の貸付けに係る利子の額                                                 |                                 | 23                           |                                                               | (48)－(49)                                                                                                                                  |                                                                  | 50  |                    |  |
|                                                        | (21)のうち一定の割賦販売等に係る利子の額                                                         |                                 | 24                           |                                                               |                                                                                                                                            |                                                                  |     |                    |  |
|                                                        | (21)のうち一定の棚卸資産の販売から生ずる利子の額((24)に該当するものを除く。)(外国関係会社の事業年度が令和2年4月1日以後に開始する場合に限る。) |                                 | 25                           | そ<br>の<br>他<br>の<br>金<br>融<br>所<br>得                          | その他の金融所得に係る損益の額((20)、(29)、(32)、(39)、(47)又は(50)に該当するものを除く。)                                                                                 |                                                                  | 51  |                    |  |
|                                                        | (21)のうち一定のグループファイナンスに係る利子の額((23)に該当するものを除く。)                                   |                                 | 26                           |                                                               | (51)のうちヘッジ取引として行った一定の取引に係る損益の額                                                                                                             |                                                                  | 52  |                    |  |
|                                                        | (21)－((22) + (23) + (24) + (25) + (26))                                        |                                 | 27                           |                                                               | (51)－(52)                                                                                                                                  |                                                                  | 53  |                    |  |
|                                                        | (27) に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額                                                 |                                 | 28                           |                                                               | 保<br>月<br>1<br>日<br>以<br>後<br>に<br>外<br>国<br>に<br>関<br>係<br>開<br>始<br>す<br>る<br>事<br>業<br>場<br>合<br>に<br>平<br>限<br>成<br>る<br>31<br>。年<br>4 | 当期に収入した、又は収入すべきことの確定した収入保険料(当該収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものを除く。)      |     | 54                 |  |
| (27)－(28)<br>(マイナスの場合は0)                               |                                                                                | 29                              | 当期に収入した、又は収入すべきことの確定した再保険返戻金 |                                                               |                                                                                                                                            | 55                                                               |     |                    |  |
| 有<br>価<br>証<br>券<br>の<br>収<br>入<br>益<br>付              | 有価証券の貸付けによる対価の額の合計額                                                            |                                 | 30                           | 当期に支払った、又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額                         |                                                                                                                                            | 56                                                               |     |                    |  |
|                                                        | (30) に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額                                                 |                                 | 31                           | (54) + (55)－(56)<br>(マイナスの場合は0)                               |                                                                                                                                            | 57                                                               |     |                    |  |
|                                                        | (30)－(31)<br>(マイナスの場合は0)                                                       |                                 | 32                           | 当期に支払った、又は支払うべきことの確定した支払保険金の額の合計額                             |                                                                                                                                            | 58                                                               |     |                    |  |
| 有<br>価<br>証<br>券<br>の<br>譲<br>渡                        | 有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額                                                             |                                 | 33                           |                                                               | 当期に収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金の額の合計額                                                                                                           |                                                                  | 59  |                    |  |
|                                                        | (33)のうち持株割合25%以上の法人の株式等の譲渡に係る対価の額の合計額                                          |                                 | 34                           | (58)－(59)<br>(マイナスの場合は0)                                      |                                                                                                                                            | 60                                                               |     |                    |  |
|                                                        | (33)－(34)                                                                      |                                 | 35                           | (57)－(60)                                                     |                                                                                                                                            | 61                                                               |     |                    |  |

(外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分)

(次ページに続きます。)

| 特 定 所 得 の 金 額 の 計 算 （ 続 き ）                               |                                                                                                                                                         |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--|--|--|
| 固 定 資 産 の 貸 付 け に 係 る 収 益                                 | 固 定 資 産（無 形 資 産 等 を 除 く。）の 貸 付 け に よ る 対 価 の 額 の 合 計 額                                                                                                  | 62                |                          | 無 形 資 産 等 の 譲 渡 の 損 益   | 無 形 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 対 価 の 額 の 合 計 額                                                                             | 82 |  |  |  |
|                                                           | (62) の うち 主 と し て そ の 本 店 所 在 地 国 に お い て 使 用 に 供 さ れ る 固 定 資 産（不 動 産 及 び 不 動 産 の 上 に 存 す る 権 利 を 除 く。）の 貸 付 け に よ る 対 価 の 額（(65) に 該 当 す る も の を 除 く。） | 63                |                          |                         | (82) の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 自 ら 行 っ た 研 究 開 発 の 成 果 に 係 る 無 形 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 対 価 の 額                       | 83 |  |  |  |
|                                                           | (62) の うち そ の 本 店 所 在 地 国 に あ る 不 動 産 及 び 不 動 産 の 上 に 存 す る 権 利 の 貸 付 け に よ る 対 価 の 額（(65) に 該 当 す る も の を 除 く。）                                        | 64                |                          |                         | (82) の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 取 得 を し そ の 事 業 の 用 に 供 す る 無 形 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 対 価 の 額                         | 84 |  |  |  |
|                                                           | (62) の うち 一 定 の 要 件 を 満 た す 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 行 う 固 定 資 産 の 貸 付 け に よ る 対 価 の 額                                                                     | 65                |                          |                         | (82)－((83)＋(84))                                                                                                  | 85 |  |  |  |
|                                                           | (62)－((63)＋(64)＋(65))                                                                                                                                   | 66                |                          |                         | (82) に 係 る 原 価 の 額 の 合 計 額                                                                                        | 86 |  |  |  |
|                                                           | (66) に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額（(68) に 該 当 す る も の を 除 く。）                                                                                               | 67                |                          |                         | (86) の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 自 ら 行 っ た 研 究 開 発 の 成 果 に 係 る 無 形 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 対 価 の 額 に 係 る 原 価 の 額 の 合 計 額 | 87 |  |  |  |
|                                                           | (66) に 係 る 償 却 費 の 額                                                                                                                                    | 68                |                          |                         | (86) の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 取 得 を し そ の 事 業 の 用 に 供 す る 無 形 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 対 価 の 額 に 係 る 原 価 の 額 の 合 計 額   | 88 |  |  |  |
|                                                           | (67)＋(68)                                                                                                                                               | 69                |                          |                         | (85) に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額                                                                                    | 89 |  |  |  |
|                                                           | (66)－(69)<br>（マイナスの場合は0）                                                                                                                                | 70                |                          |                         | (85)－((86)－(87)－(88))＋(89))                                                                                       | 90 |  |  |  |
|                                                           | 償 却 費 計 算 上 の 適 用 法 令                                                                                                                                   | 71                | 本 邦 法 令 ・ 外 国 法 令        |                         | 税 引 後 当 期 利 益 の 額                                                                                                 | 91 |  |  |  |
|                                                           | 無 形 資 産 等 の 使 用 料 の 合 計 額                                                                                                                               | 72                |                          |                         | (10)＋(21)＋(30)＋((33)－(36))＋(41)＋(48)＋(51)＋(61)＋(62)＋(72)＋((82)－(86))                                              | 92 |  |  |  |
|                                                           | (72) の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 自 ら 行 っ た 研 究 開 発 の 成 果 に 係 る 無 形 資 産 等 の 使 用 料                                                                         | 73                |                          |                         | (91)－(92)<br>（マイナスの場合は0）                                                                                          | 93 |  |  |  |
|                                                           | (72) の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 取 得 を し そ の 事 業 の 用 に 供 す る 無 形 資 産 等 の 使 用 料                                                                           | 74                |                          |                         | 所 得 控 除 の 金 額                                                                                                     | 94 |  |  |  |
|                                                           | (72) の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 使 用 を 許 諾 さ れ そ の 事 業 の 用 に 供 す る 無 形 資 産 等 の 使 用 料                                                                     | 75                |                          |                         | 人 件 費 の 額                                                                                                         | 95 |  |  |  |
| (76) に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額（(78) に 該 当 す る も の を 除 く。） | 77                                                                                                                                                      |                   | 減 価 償 却 費 の 累 計 額        | 96                      |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| (76) に 係 る 償 却 費 の 額                                      | 78                                                                                                                                                      |                   | ((94)＋(95)＋(96))×50%     | 97                      |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| (77)＋(78)                                                 | 79                                                                                                                                                      |                   | (93)－(97)<br>（マイナスの場合は0） | 98                      |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| (76)－(79)<br>（マイナスの場合は0）                                  | 80                                                                                                                                                      |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| 償 却 費 計 算 上 の 適 用 法 令                                     | 81                                                                                                                                                      | 本 邦 法 令 ・ 外 国 法 令 |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| 部 分 適 用 対 象 損 失 額 の 内 訳                                   |                                                                                                                                                         |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| 事 業 年 度                                                   | 控 除 未 済 部 分 適 用 対 象 損 失 額                                                                                                                               |                   | 当 期 控 除 額                | 翌 期 繰 越 額<br>(99)－(100) |                                                                                                                   |    |  |  |  |
|                                                           | 99                                                                                                                                                      |                   | 100                      | 101                     |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| ・                                                         | ・                                                                                                                                                       |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| ・                                                         | ・                                                                                                                                                       |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| ・                                                         | ・                                                                                                                                                       |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| ・                                                         | ・                                                                                                                                                       |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| ・                                                         | ・                                                                                                                                                       |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| ・                                                         | ・                                                                                                                                                       |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| ・                                                         | ・                                                                                                                                                       |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| ・                                                         | ・                                                                                                                                                       |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| ・                                                         | ・                                                                                                                                                       |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| ・                                                         | ・                                                                                                                                                       |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| 計                                                         |                                                                                                                                                         |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| 当 期 分                                                     |                                                                                                                                                         |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |
| 合 計                                                       |                                                                                                                                                         |                   |                          |                         |                                                                                                                   |    |  |  |  |

（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

**外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る  
部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書**

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の4第6項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「請求権等勘案合算割合8」は、租税特別措置法施行令（以下「措法令」といいます。）第25条の19第2項第1号（課税対象金額の計算等）に定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「(10)のうち持株割合25%以上等の子法人から受ける剰余金の配当等の額<sup>11</sup>」は、措法第40条の4第6項第1号イに掲げる他の法人から受ける剰余金の配当等（法人税法第23条第1項第1号（受取配当等の益金不算入）に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいい、同項第2号に規定する金銭の分配を含みます。以下同じです。）の額を記載します。
- 4 「総資産の帳簿価額<sup>17</sup>」は、措法令第25条の22の3第6項第1号（部分適用対象金額の計算等）に掲げる金額を記載します。
- 5 「(13)に係る株式等の帳簿価額<sup>18</sup>」は、措法令第25条の22の3第6項第2号に掲げる金額を記載します。
- 6 「(21)のうち一定の貸金業者が行う金銭の貸付けに係る利子の額<sup>23</sup>」は、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係会社（措法第40条の4第2項第6号に規定する部分対象外国関係会社をいい、措法第40条の4第2項第7号に規定する外国金融子会社等を除きます。以下同じです。）（金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地国（その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいいます。以下同じです。）の法令の規定によりその本店所在地国において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているものに限りま
- 7 「(21)のうち一定の割賦販売等に係る利子の額<sup>24</sup>」は、措法令第25条の22の3第8項第1号に掲げる利子の額を記載します。
- 8 「(21)のうち一定の棚卸資産の販売から生ずる利子の額（(24)に該当するものを除く。）<sup>25</sup>」は、措法令第25条の22の3第8項第2号に掲げる利子の額を記載します。ただし、居住者が令和2年改正法第15条の規定による改正前の措法第40条の4第6項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、記載しません。
- 9 「(21)のうち一定のグループファイナンスに係る利子の額（(23)に該当するものを除く。）<sup>26</sup>」は、措法令第25条の22の3第8項第3号及び第4号に掲げる利子の額を記載します。
- 10 「(41)のうちヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額<sup>42</sup>」は、租税特別措置法施行規則（以下「措法規則」といいます。）第18条の20第23項各号（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に掲げるデリバティブ取引等（措法規則第18条の20第23項各号列記以外の部分に規定するデリバティブ取引等をいいます。以下同じです。）に係る利益の額又は損失の額（措法規則第18条の20第24項の規定の適用を受ける場合には、その事業年度において行った全てのデリバティブ取引等に係る利益の額又は損失の額）を記載します。
- 11 「(41)のうち短期売買商品等損失額を減少させるために行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額（(42)に該当するものを除く。）<sup>43</sup>」は、法人税法第61条第1項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規

定する短期売買商品等に相当する資産の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させるために行ったデリバティブ取引（法人税法第61条の5第1項《デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等》）に規定するデリバティブ取引をいいます。以下同じです。）に係る利益の額又は損失の額（措法規則第18条の20第33項において準用する同条第29項の規定の適用を受ける場合には、その事業年度において行った全てのデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額）を記載します。

12 「(41)のうち一定の金利スワップ等に係る損益の額（(43)に該当するものを除く。）45」は、法人税法第61条の5第1項に規定するその他財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を記載します。

13 「(41)のうち一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額（(42)から(45)までに該当するものを除く。）46」は、その本店所在地国の法令に準拠して商品先物取引法第2条第22項各号《定義》に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係会社（その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行うその行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限り。）が行う同条第13項に規定する外国商品市場取引及び同条第14項に規定する店頭商品デリバティブ取引に相当する取引に係る利益の額又は損失の額を記載します。

14 「その他の金融所得に係る損益の額（(20)、(29)、(32)、(39)、(47)又は(50)に該当するものを除く。）51」は、措法第40条の4第6項第1号から第6号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含みます。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（これらの各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除きます。）を記載します。

15 「(51)のうちヘッジ取引として行った一定の取引に係る損益の額52」は、措法規則第18条の20第31項において準用する同条第23項各号に掲げるデリバティブ取引等（措法規則第18条の20第31項において準用する同条第23項各号列記以外の部分に規定するデリバティブ取引等をいいます。以下同じです。）に係る利益の額又は損失の額（措法規則第18条の20第31項において準用する同条第24項の規定の適用を受ける場合には、その事業年度において行った全てのデリバティブ取引等に係る利益の額又は損失の額）を記載します。

16 「(62)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額65」は、措法令第25条の22の3第20項各号に掲げる要件に該当する部分対象外国関係会社（措法第40条の4第2項第6号に規定する部分対象外国関係会社をいい、措法第40条の4第2項第7号に規定する外国金融子会社等を除きます。）が行う措法第40条の4第6項第8号に規定する固定資産の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含みます。）による対価の額を記載します。

17 「(72)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料73」、「(72)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料74」及び「(72)のうち部分対象外国関係会社が使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料75」には、それぞれ措法令25の22の3第20項第1号、第2号及び第3号に規定する使用料（これらの規定に該当する使用料であることを明らかにする書類を保存している場合における当該使用料に限り。）の額を記載します。

18 「総資産の帳簿価額94」は、措法令第25条の22の3第28項に規定する総資産の帳簿価額を記載します。

19 「減価償却費の累計額96」は、措法令第25条の22の3第29項に規定する償却費の累計額を記載します。

20 居住者が措法第40条の7第1項《特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。